



# 坂井市の生活困窮者自立支援と 包括的体制構築事業について

坂井市 市民福祉部 社会福祉課

主任 廣嶋 嘉一



平成31年4月に坂井市内に国の特別天然記念物コウノトリが飛来。令和元年5月、ひな4羽が誕生。福井県内では、野外で生まれ育ったコウノトリが巣立つのは58年ぶり。

# 坂井市の概要

福井県坂井市

2019.4.1現在

人口 91,638人  
世帯数 31,777世帯  
面積 209.67km<sup>2</sup>  
高齢化率 27.7%  
保護率 0.18%



2040年になると

人口 76,544人 (△15,593人)  
高齢化率 35.7% (+8.5%)

- 公立小学校数 19校
- 公立中学校数 5校
- 地域包括支援センター 直営1か所 委託4か所
- 生活困窮者自立支援機関 直営+委託 1か所
- 地縁組織加入率93%



心から

笑顔になれるまち

さかい



# H28年度 市民が相談しやすい窓口「福祉総合相談室」誕生

というものの・・・

室長  
生活保護SV 1名  
生活保護CW 3名  
生活保護就労支援員 1名  
事務・経理担当 1名

児童家庭相談員 1名  
女性相談員 1名  
ひとり親家庭支援員 1名

介護と障害

病気

母子家庭

障害

借金

住まい

税滞納

虐待

ひきこもり

本人の主訴などが  
はっきりしていない

希望・願望

なんでも相談(ワンストップ)を受けるのはつらいな～  
みんなで(連携型)で受け止められないかな～

# 多様化・複雑化した福祉ニーズに対応するために

坂井市が目指した相談体制は「包括的」ではなく「包括化」

包括化を目指すために→既存の相談支援体制の機能を高める

## ① 生活困窮者自立支援事業の強化

- ・職員増員の検討
- ・就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施

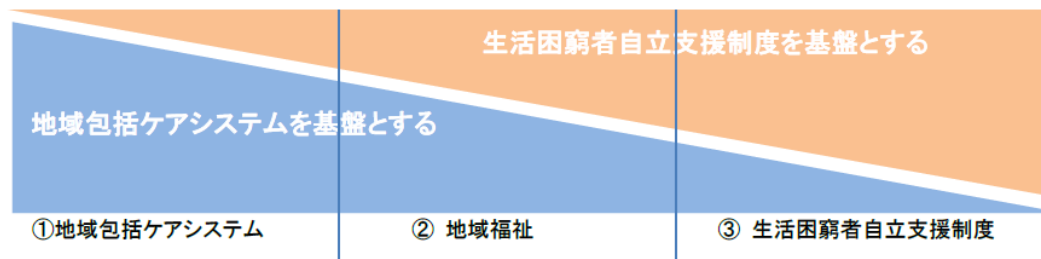
## ② 相談支援包括化推進員の配置の検討

- ・直営型  
福祉総合相談室（生活保護制度と生活困窮者自立相談支援事業を担当）に配置  
市役所庁内の部署との調整機能の強化
- ・生活保護事業や生活困窮自立相談支援事業を経験した専門職の配置

## ③ 相談支援包括化推進を検討する機会づくり

- ・市民福祉部での横断的な協議
- ・坂井市相談支援包括化推進会議（すべての相談機関が一堂に介する場）の設置を検討

図 15 基盤による整理(イメージ) 出典:全世代・全対象型地域包括支援体制の構築に向けた評価指標に関する調査研究



# 令和元年度 福祉総合相談室 体制

平成28年度

室長	1名
生活保護SV	1名
生活保護CW	3名
生活保護就労支援員	1名
児童家庭相談員	1名
女性相談員	1名
ひとり親家庭支援員	1名
事務・経理担当	1名
計	10名

体制強化

令和元年度

室長	1名
生活保護SV	1名
生活保護CW	3名
事務・経理担当	1名
自立相談支援機関	
主任相談支援員	1名
相談支援員	1名
就労支援員	1名
家計改善支援員	1名
相談支援包括化推進員	2名
計	12名

## ○自立相談支援機関の機能強化

H28年度 生活保護CWのみ

H29年度 社協に委託し、専門職2名が市に出向（主任相談員・相談支援員）

H30年度 社協に委託し、専門職1名が市に出向（就労支援員）

## ○家計改善支援事業はH29年度より実施

H29年度より社協に委託し、4支部の日常生活自立支援事業担当が兼務

R 1年度より専門職1名が市に出向（家計改善支援員）

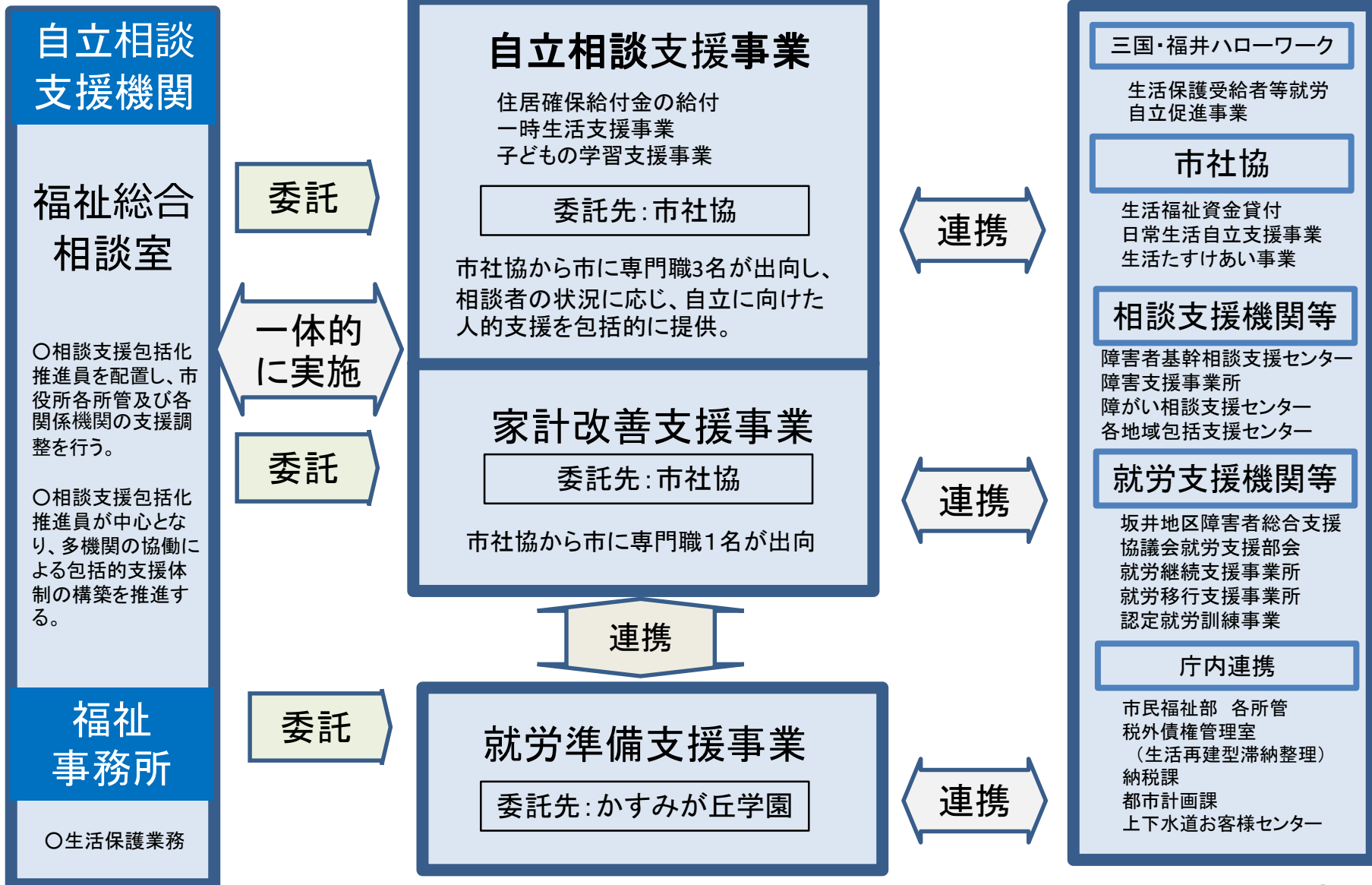
## ○相談支援包括化推進員をH29年度より福祉総合相談室に配置

自立相談支援機関のバックアップ

各福祉・税務・水道・国保・住宅関連部局と連携

## ○児童家庭相談員・女性相談員・ひとり親家庭支援員⇒子育て世代包括支援センターへ

# 令和元年度 生活困窮者自立支援事業





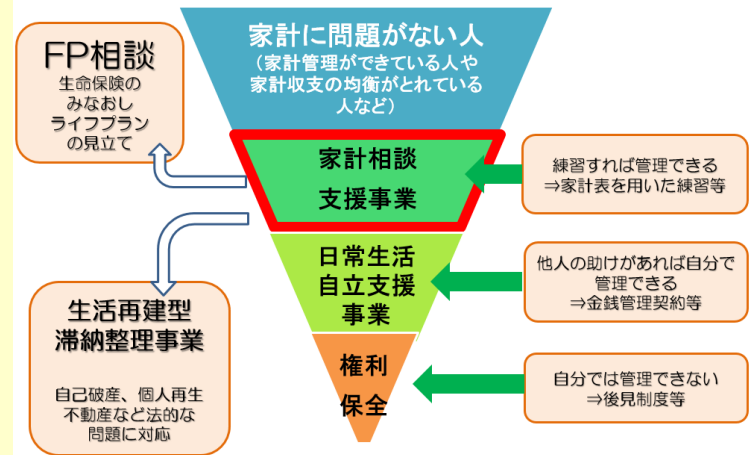
# 生活困窮者自立相談支援事業実績

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
新規申請		31	103	202	201
新規相談受付件数人口10万人当		2.8	9.3	18.1	18.1
プラン作成		18	42	66	77
法に基づく 事業等利用 件数	住居確保給付金	3	3	2	4
	一時生活支援	8	7	2	4
	家計改善支援	—	—	22	22
	就労準備支援	—	—	6	12
	自立相談支援による 就労支援	10	20	33	27
その他	生活福祉資金による 貸付	4	1	4	5
	生活保護受給者等 自立促進事業	8	12	19	15

# 坂井市家計改善支援事業について

## 事業の概要

- 平成29年度より社会福祉協議会に委託。
- 家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）し、状況に応じた家計再生プランを作成。具体的な支援業務として、
  - ① 家計管理に関する支援（家計表等の作成支援、出納管理等の支援）
  - ② 滞納（家賃、税金、公共料金等）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
  - ③ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）
  - ④ 貸付のあっせん 等を行う。



## 支援の流れとねらい

基本的な形

1. 世帯の家計の見える化（相談時家計表の作成）
2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討（家計計画表・キャッシュフロー表の作成）
3. 継続面談を通じたモニタリング

- ・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく
- ・・・家計相談支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立てる（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス）
- ・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

## 期待される効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。



# ・税・税外債権等滞納整理(所管:納税課・税外債権室)への効果

H29・H30(10月まで)で、納税・税外と連携して対応したケースの成果

福祉総合相談室		納税課・税外債権室	
連携ケース数	49	連携ケース数	49
就労・増収	20	完納	15
他法活用	9	分納	19
その他	20	分納約束	4
		その他	11



・就労に結びつけ、かつ適切に家計支援することで、滞納解消へ効果がでている

※厚生労働省のH29調査では、家計相談支援事業を実施している全国自治体**9割**が「債務・滞納の解消に役立った」と回答している。

- ・H29年 両課 合同視察研修実施  
両課 合同研修会実施
- ・H30年 両課 合同研修会実施



今年度のファイナンシャルプランニング勉強会の様子

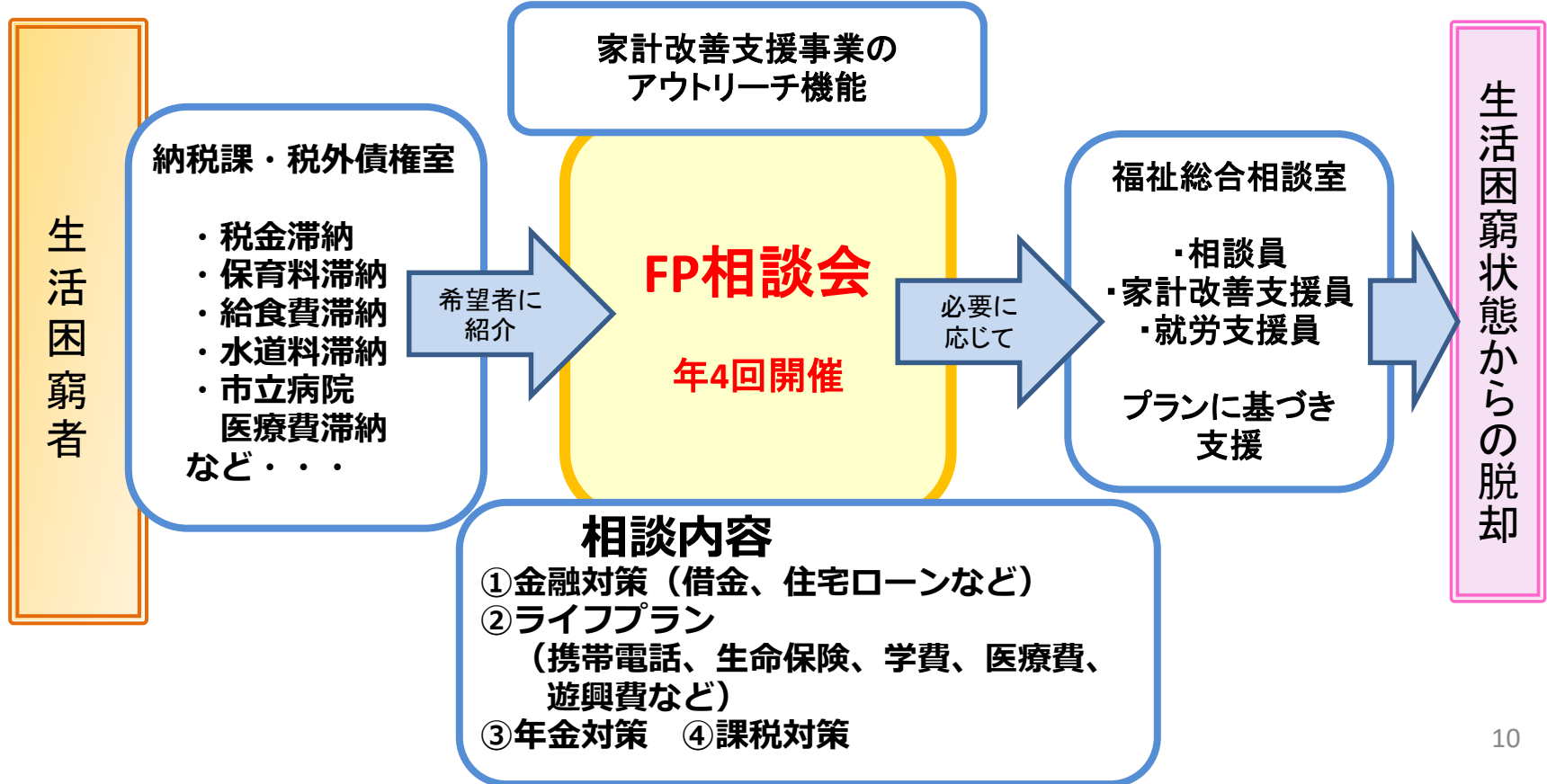
納税課、福祉総合相談室の職員のほか、地域包括支援センター、社協職員などが参加

納税・税外債権室より：幅広い知識を持った職員が増えることにより、組織のレベルアップにつながる、今後も連携していきたい。(福祉総合相談室も同様の考え)

# 個別支援から関係者間の連携でよりよい行政サービスに！

## 「坂井市生活再建型滞納整理事業」の概要

- H29年度より実施。
- 税や水道、保育料など滞納者に対して、困窮状態が悪化する前に前方相談窓口としてFP相談会を設置する。
- 上記相談だけでは対応が困難な税・水道・保育料等の滞納になっている者に対して、徴収部門が聞き取りし必要に応じ福祉総合相談室へ繋ぐ。

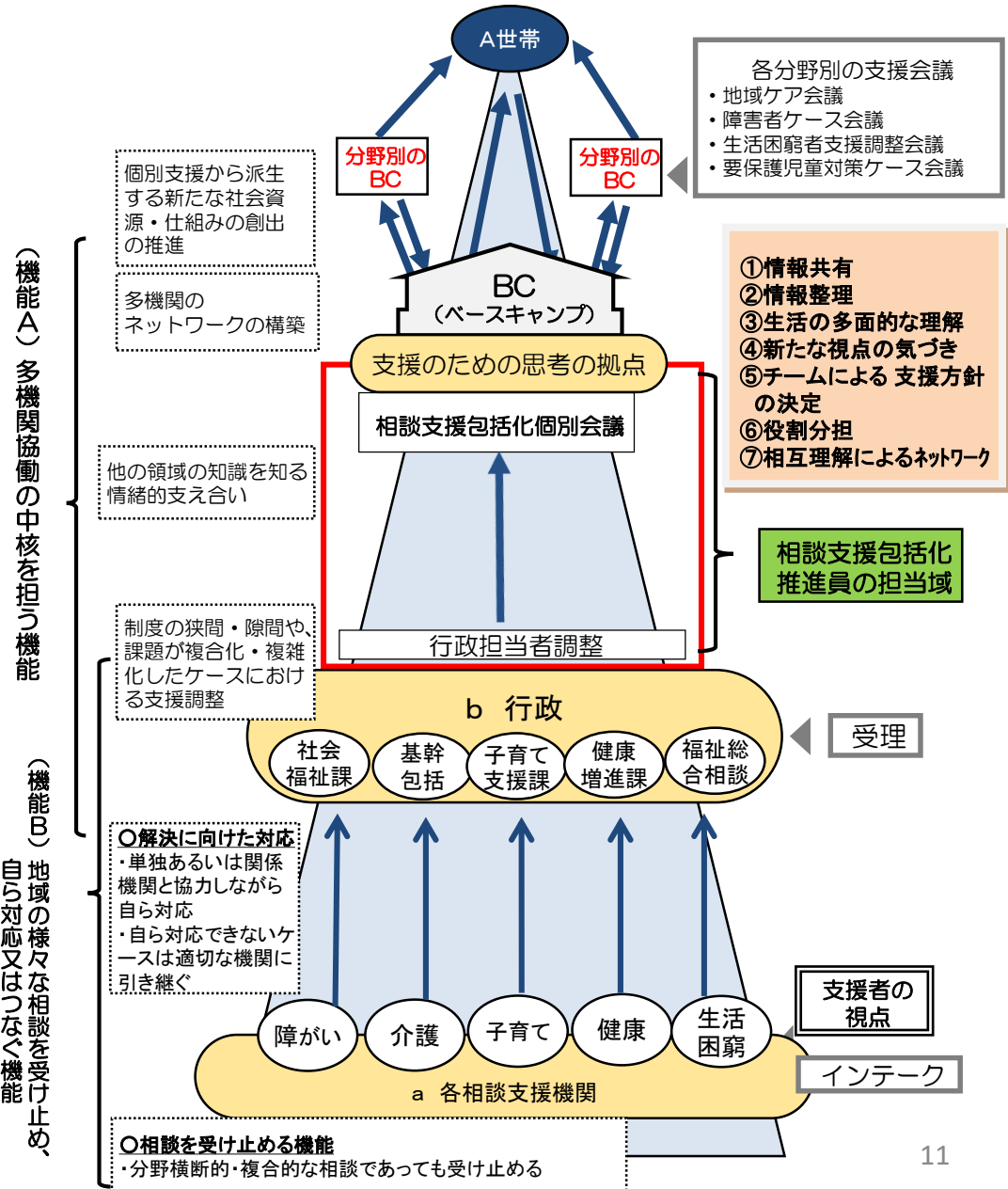


# 各相談機関と協働で“包括的”な相談体制を構築

- 相談支援体制の基本は、相談窓口で相談を受ける際に、各分野の支援者の視点をしっかり持つ。
- 各相談支援機関において、「丸ごと」受け止められるよう、インテークをしっかりと行う。
- 解決できない複合的な課題については、インテーク・アセスメントを振り返り、多機関で課題と支援方針を整理する。
- 各担当する分野の制度の垣根を外して検討する。
- 継続できる体制づくり



- ★既存の会議体で解決できない課題を多機関で検討する相談支援包括化個別会議の設置（月2回定例開催）
- ★多機関で検討する会議のコーディネーターとして「相談支援包括化推進員」を位置づける
- ★ワンストップでなく連携型



# 相談支援包括化個別会議の進め方

進め方	内 容
会議の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>①関係機関間の情報共有</li> <li>②情報の整理と課題の明確化</li> <li>③生活の多面的な理解</li> <li>④新たな視点の気づき</li> <li>⑤チームによる支援方針の決定</li> <li>⑥役割分担</li> <li>⑦相互理解によるネットワーク</li> </ul>
会議の日と開催時間	<p><b>定例開催</b> 月2回 45分～60分/事例            第2第4火曜日の午前（前週の金曜日までに受付したもの）</p>
会議の開催動機	<p>多重・複合課題をもつ世帯について、支援機関が「困ったとき」で、支援機関だけでは解決できない課題があるとき</p>
メンバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉分野の行政担当課               <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会福祉課（障害福祉係）</li> <li>②基幹型包括支援センター</li> <li>③健康長寿課（母子保健係）</li> <li>④子育て支援課</li> <li>⑤福祉総合相談室（生活保護係）</li> <li>⑥自立相談支援機関</li> </ul> </li> <li>2. 市社協（地域力事業係）</li> <li>3. 行政内の関係課（紹介担当課と相談支援包括化推進員で協議）</li> <li>4. 各課が所管する相談支援機関                （行政担当課がケースに応じて参加依頼）</li> </ul> <div style="position: absolute; left: 560px; top: 580px; font-size: 40px; color: #0070C0;">}</div> <div style="position: absolute; left: 640px; top: 650px; border: 2px solid #0070C0; padding: 10px; background-color: #D9E1F2;"> <p>担当係を<b>固定</b></p> </div>

## 事例

氏名：**坂井 さくら(40歳)**

- 6人家族（主、夫、高1、中2、小5、年長）
- 主は妊娠中（5人目）
- パート従業員
- 主の夫は、仕事を転々としている

### 子育て支援課(家庭相談員)から紹介

- ・小5の児が、十分に食事ができていない様子。
- ・主の夫が、何度も医療保険の変更に来庁しており、定職に就けていないのではないか。
- ・経済的な困窮もある様子。
- ・妻は妊娠中。
- ・離婚の話もある。



# さかまる会議 1

(メンバー)

- ・子育て支援課
- ・学校教育課
- ・健康増進課 (母子保健)

- ・生活困窮自立相談支援機関
- ・社会福祉課 (障害)
- ・福祉総合相談室 (生活保護)
- ・相談支援包括化推進員



相談支援包括化推進員

目的 : 情報共有と支援方針の検討と役割分担

支援方針: ①主及び家族の生活状況と健康状況の把握

②食料の確保

③その他の支援機関との情報共有と支援方法の検討

役割分担:

子育て支援課	保育所の状況把握、児童相談所と協議
学校教育課	学校の状況把握、SC、SSWと連携
生活困窮自立相談支援機関	主、主夫の面談、生活状況と収入の把握、社協 (たすけあい事業: 現物給付) との連携
健康増進課 (母子保健)	妊娠経過の把握、妊娠出産における収支予定確認
社会福祉課 (障害)	自立支援医療の申請支援、主夫の同行受診、主の就労支援

## (会議後)

- ・主夫は、うつ病で仕事が継続できない  
→ (障害) 入院治療 → 障害年金申請検討
- ・住宅ローンが家計を圧迫  
→ (生活困窮) 貸付銀行と協議
- ・税滞納あり  
→ (生活困窮) 税担当者との情報共有
- ・子どもらは、給食が主な食事、衣服の汚れ  
→ (子育て) 児相や主・主夫と面談調整、一時保護の検討  
(生活困窮) 社協に支援による食べ物の現物給付
- ・主、主夫ともに各種手続きが苦手  
→ (障害) 主夫の知的レベル判定 → 療育手帳取得検討
- ・家はゴミ屋敷  
→ **みんなで掃除「生まれてくる子の寝る場所を作ろう」作戦**



コロコロができるようになったよ!

主家族と親戚、子育て支援係  
母子保健係、障害係、  
生活困窮係、生活保護係



## さかまる会議 2

(メンバー)

- ・子育て支援課
- ・学校教育課
- ・健康増進課 (母子保健)
- ・生活困窮  
自立相談支援機関
- ・社会福祉課 (障害)
- ・福祉総合相談室生活保護)
- ・社協 (地域支援)
- ・相談支援包括化推進員

目的 : 情報共有と支援方針の再検討と役割分担

支援方針 :

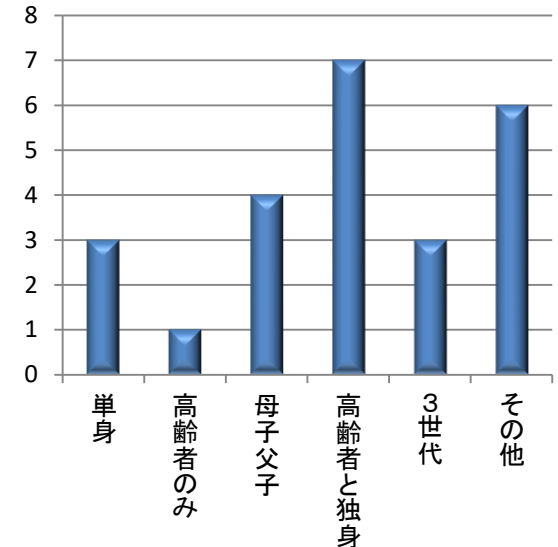
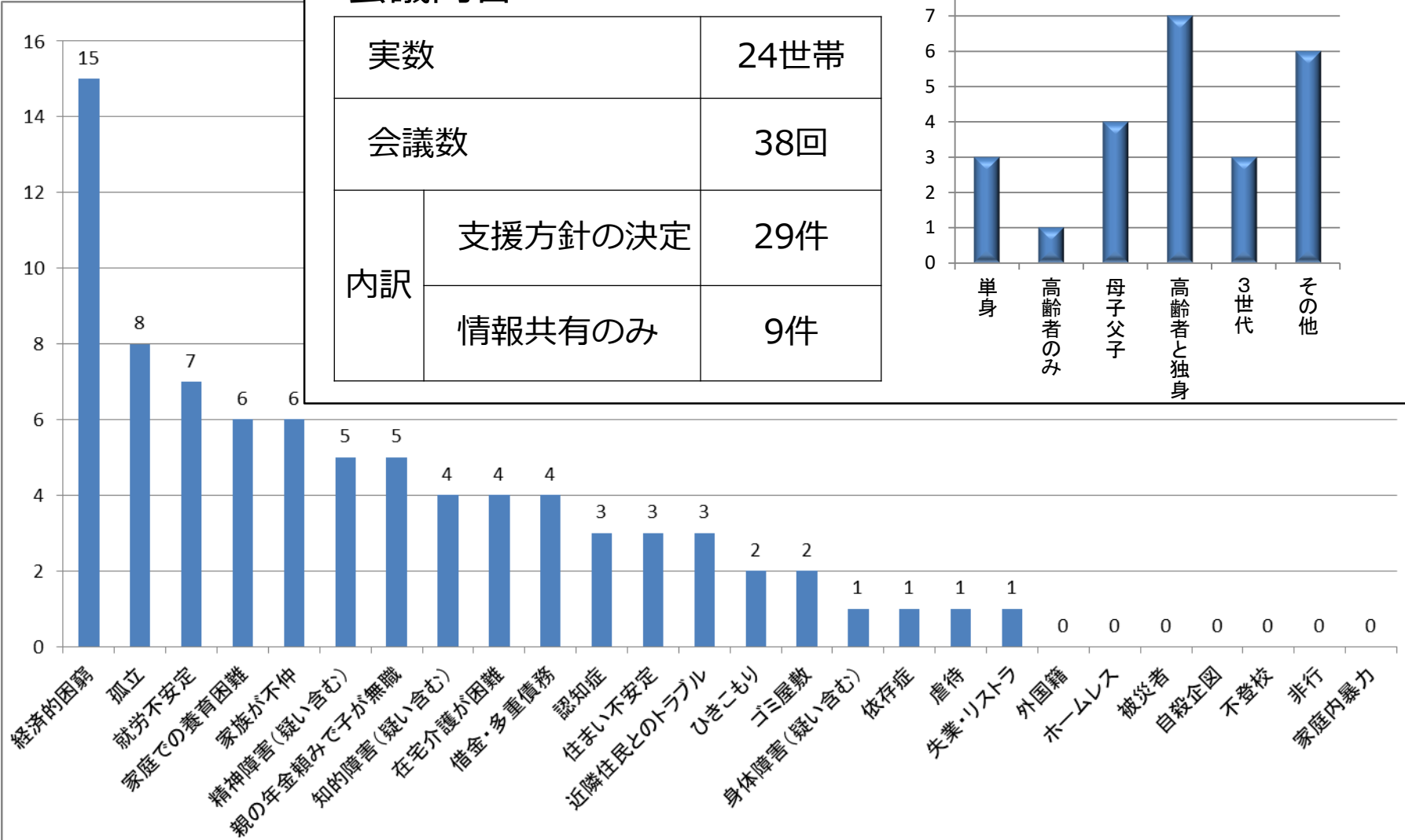
- (主妻) ・ 出産前後の家事支援 ・ 産後の心身面フォロー
- ・ 子育て、家事、金銭管理等、各種手続き支援や判断についての助言
- (主夫) ・ 療育手帳、精神保健福祉手帳の申請により、障害A型就労を目指す。
- ・ 障害認定期間を踏まえて、障害年金の申請
- ・ 精神面のフォロー
- (子) ・ 出生児の健康管理 ・ 子の生活支援
- ・ 子の通学状況、学校の準備状況、体調確認
- ・ **長女、次女、長男に家事力、自立力を上げる**
- (世帯) ・ 家の任意売却と住まいの確保 ・ 金銭管理

役割 分担	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産一時金の受給について事前確認</li> <li>・ すみずみ子育てサポート事業による出産前後の家事支援の調整</li> <li>・ 子の生活支援 (一時入所等の検討を含)</li> <li>・ 子どもの通学状況把握、・ 子の心身面の確認 (子と面談)</li> </ul>
	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの通学状況、学校生活状況の確認</li> <li>・ S S Wとの連携</li> </ul>
	健康増進課 (母子保健)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産にかかる物品準備、費用について確認</li> <li>・ 母の産後の心身面のフォロー</li> </ul>
	生活困窮 自立相談支援機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活費の状況確認</li> <li>・ 金銭管理について、主夫父と社協の社協の日常生活自立支援事業との調整</li> <li>・ 主の妹との連絡 (他機関との連携調整)</li> </ul>
	社会福祉課(障害係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 療育手帳、精神保健福祉手帳の申請状況確認</li> <li>・ 障害A型就労の支援、就労後のフォロー</li> <li>・ 主の各種手続きや判断についての助言</li> </ul>
	福祉総合相談室 (生活保護)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活費が不足したときの生活保護の申請に備える</li> <li>・ 居住支援について検討する</li> </ul>

# 平成30年度 相談支援包括化個別会議の実績

## 会議内容

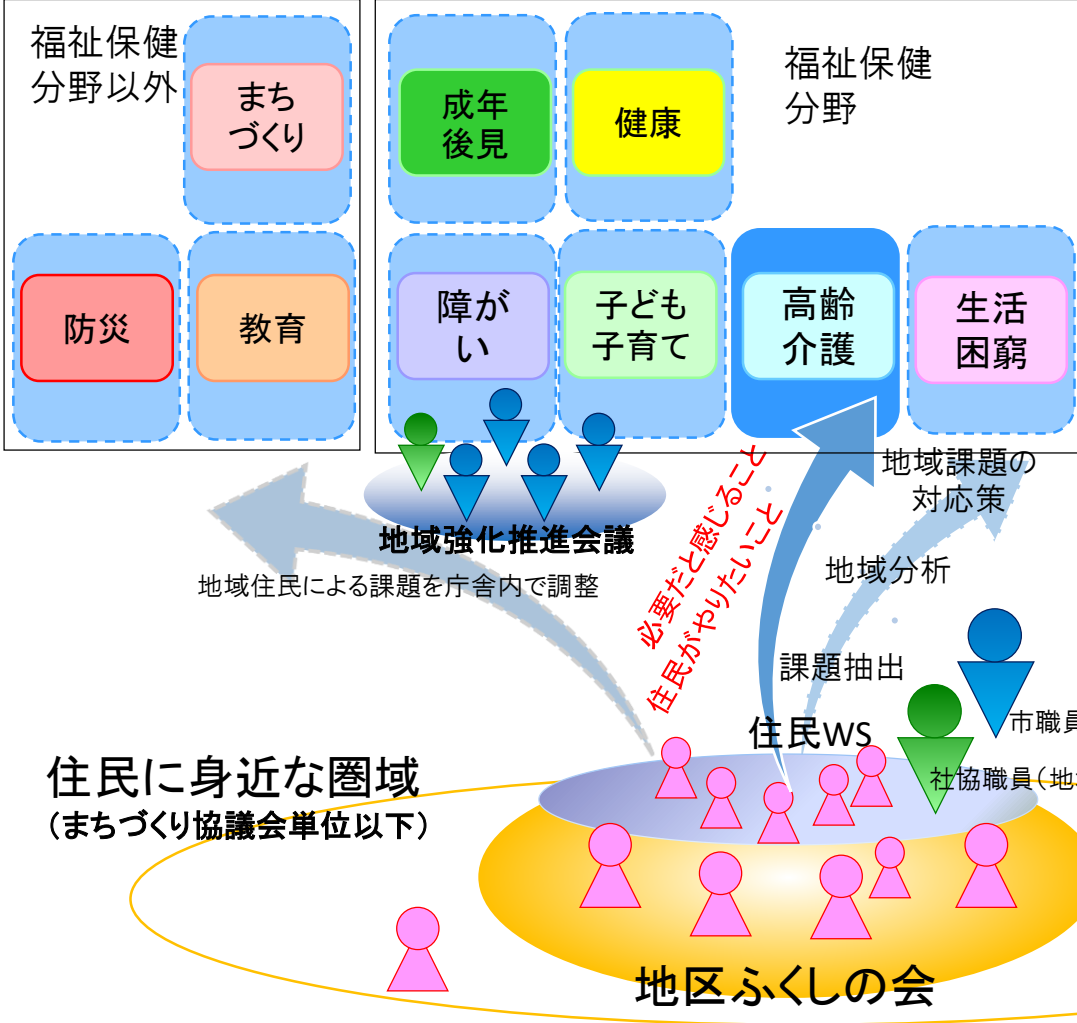
実数		24世帯
会議数		38回
内訳	支援方針の決定	29件
	情報共有のみ	9件



# 地域住民等主体の地域生活課題の解決の取り組みは「地域力強化推進会議」で

## 【事業の目的】

- ① 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決することができる環境の整備（「住民に身近な圏域」＝まちづくり推進協議会単位（小学校単位）以下）
- 当面の支援の対象 地域福祉推進基礎組織：ふくしの会（組織：区長、民生委員、福祉委員）37団体
- ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備



## コミュニティデータシートを活用してまちづくり

### 坂井市 コミュニティデータシート

【磯部地区】

①人口

項目	坂井市	近畿	全国	平均	偏差
総人口	92,131	21,524	125,064	25,416	13,111
0歳～14歳	12,447	2,524	4,365	3,094	1,151
15歳～64歳	64,472	12,346	19,329	15,114	7,357
65歳以上	15,212	6,654	6,369	6,400	3,026
15歳以上・65歳未満	12,532	2,389	4,172	3,132	1,923
高齢化率	16.4%	30.6%	24.1%	25.2%	27.5%

②世帯

項目	坂井市	近畿	全国	平均	偏差
世帯数	31,441	2,668	10,949	3,441	1,111
世帯あたり人口	2.94	2.84	2.84	2.84	0.00

③人口構成

項目	2018年	2019年	2020年
0歳～14歳	12,447	12,346	12,245
15歳～64歳	64,472	64,371	64,270
65歳以上	15,212	15,111	15,010

**行旅から見た地区の気になること**

- ①地区が国道で分断されている（交通、買い物、通院、活動拠点）
- ②交差点の周辺は駐車が多い（危険、空室率、行政の維持）
- ③ひとり親世帯の割合が多い（独居、子育て）

認知症に対する覚悟は少なかつたが、今後、認知症者は増えて行くことが懸念されるため、住民への周知と理解が必要

**グループワークの結果**

SWOT分析

**地域診断**

① 高齢化率が高くなり、多世代の世帯は少なく、子育て世代が少ない  
 ② 高齢者の健康状態が良く、高齢者が安心して暮らすことができる環境が整っている  
 ③ 地域の中心部には、集約しているものの、高齢者が少ない  
 ④ 地域の中心部から離れた地域には、高齢者が少ない  
 ⑤ 高齢者の生活環境は良く、高齢者が安心して暮らすことができる環境が整っている  
 ⑥ 高齢者の生活環境は良く、高齢者が安心して暮らすことができる環境が整っている  
 ⑦ 高齢者の生活環境は良く、高齢者が安心して暮らすことができる環境が整っている

**地区の目指す姿(やりたいこと)**

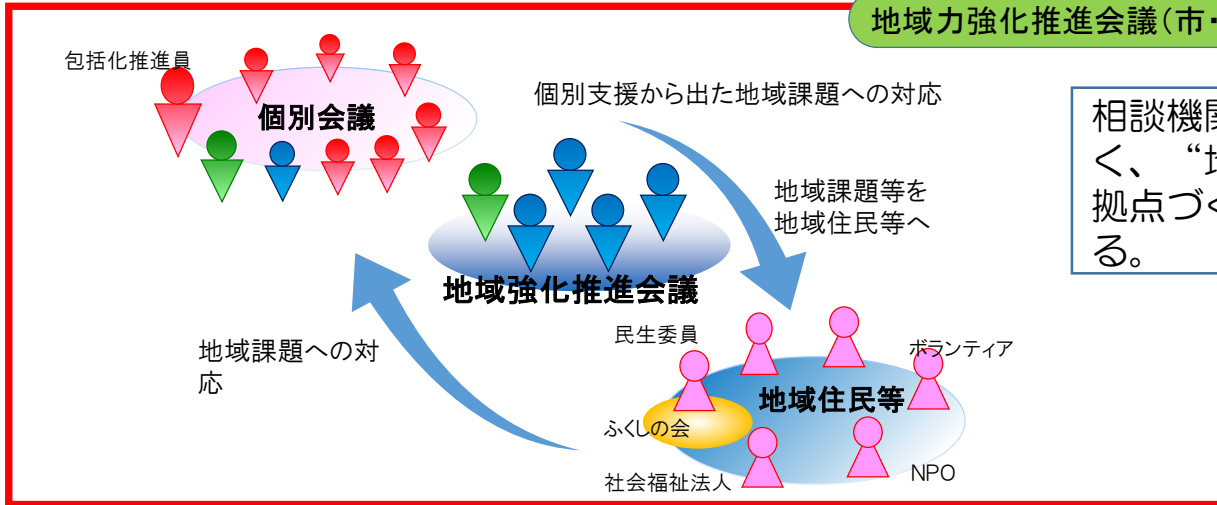
- A 高齢者、若年世代の交流の場を創出する
- B 高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える
- C 高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える
- D 高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える
- E 高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える
- F 高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える

**課題解決のための取り組み**

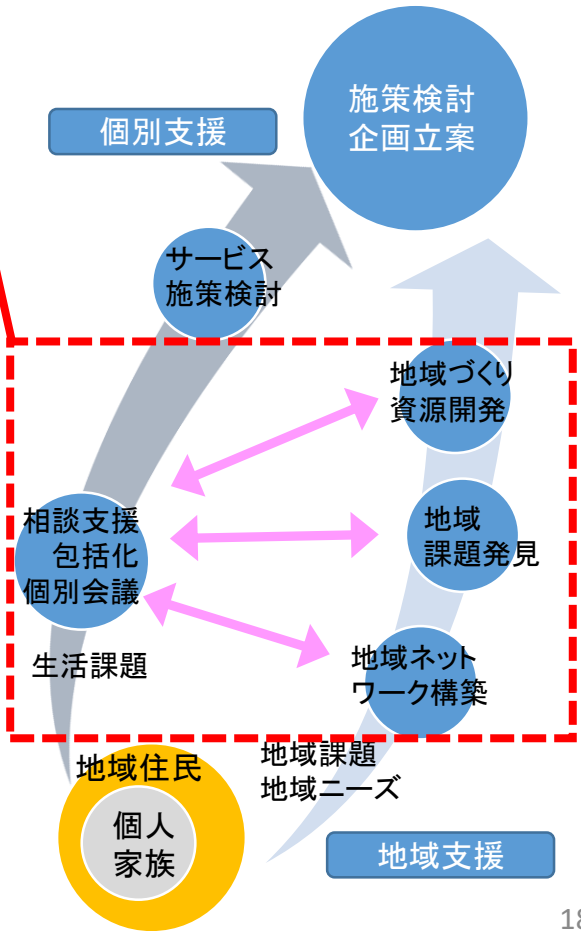
項目	やること
A	高齢者、若年世代の交流の場を創出する。高齢者はお茶会、若年世代はスポーツ、音楽、読書、映画鑑賞、買い物、健康講座、料理や子育て講座、など、みんなでできることとする。
B	高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える。高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える。
C	高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える。高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える。
D	高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える。高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える。
E	高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える。高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える。
F	高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える。高齢者の生活環境を整え、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整える。

# 個別支援から出た地域課題を地域づくりへ

## 地域力強化推進会議(市・社協が連携)

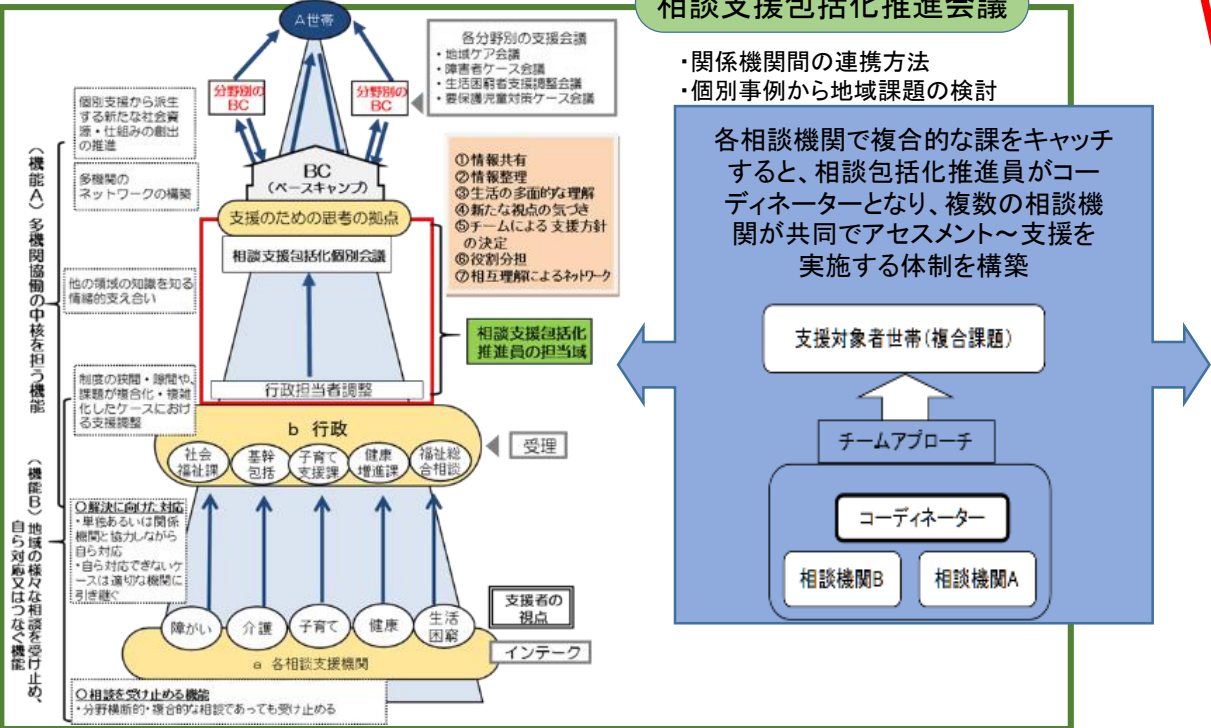


相談機関に相談が持ち込まれるのではなく、“地域の拠点”に相談が持ち込まれる拠点づくりとなることが重要だと考えている。



## 相談支援包括化推進会議

- ・関係機関間の連携方法
- ・個別事例から地域課題の検討



# 横断的な体制を構築 取り組みを地域福祉計画へ

## 【事業の趣旨】

「多機関協働による包括的相談支援体制構築事業」と「地域力強化推進事業」をさらに推進していくことや、「第3次坂井市福祉保健総合計画」の策定に向けて、市民・地域及び市、福祉関連機関が、ともに地域課題の把握と解決のための支援について検討を行う。

## 市民福祉部包括的支援体制構築庁内会議（主事務局：社会福祉課、福祉総合相談室）

各課における役割や各種制度、関係する社会資源の情報共有を行い、庁内連携のあり方の検討と強化を図る。また、福祉保健総合計画の策定に向け、施策の検討を図る。

- ① 第3次福祉保健総合計画の策定体制の検討
- ② 第3次福祉保健総合計画策定に向けての課題把握方法の検討
- ③ 各課事業と財源の見直し
- ④ 各種会議体の整理
- ⑤ 「多機関協働による包括的支援体制構築事業」と「地域力強化推進事業」における課題の共有
- ⑥ 既存のサービス活用、新たなサービスの検討、地域住民との連携について検討
- ⑦ 市民福祉部職員への研修と意識醸成

<構成メンバー> 市民福祉部各課室の包括的支援体制構築事業担当

相談支援包括化推進会議（主事務局：福祉総合相談室）

地域力強化推進会議（事務局：社会福祉課）

- 研修会と視察（公開研修会、先進地視察、研修会参加等）
- 研究会（ICTを活用した相談支援機関の情報連携、ひきこもり支援）

- 権利擁護（中核機関設置準備検討委員会）



# 「相談支援包括化推進会議」と「地域力強化推進会議」

## 地域力強化推進会議

＜構成メンバー＞ 市民福祉部及び関係課、社協、学識経験者

関係課 まちづくり推進課、坂井地区広域連合

住民が、地域課題を把握し、解決を試みることができる仕組みづくりの検討、安心して地域活動が行える環境整備の検討を図る。

- ① コミュニティデータシートによる地域資源と課題の見える化
- ② コミュニティデータシートを活用した住民ワークショップの開催方法・手法等の検討
- ③ 住民ワークショップの意見から、身近な圏域ごと、市全体の課題の整理、住民が主体的に課題解決を試みる方策の検討
- ④ 「住民が主体的に地域課題を把握して課題解決を試みる体制づくり」を推進するための市と市協の組織体制等の在り方検討

外部連携機能

調整

市民福祉部  
包括的支援体制  
構築庁内会議

調整

他  
部  
局

各会議の残された課題の抽出、政策形成、庁内外の連携機能

市役所

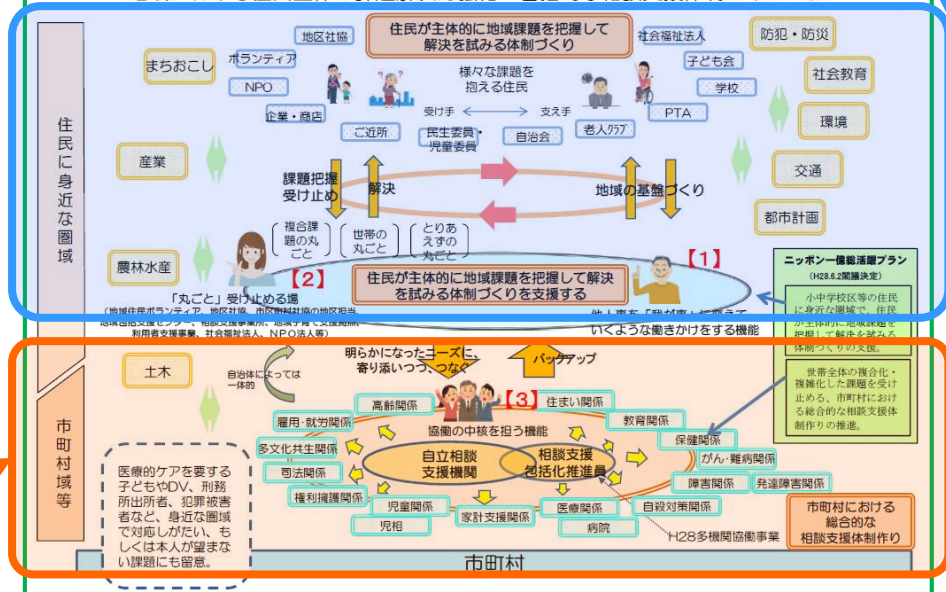
## 相談支援包括化推進会議全体会

＜構成メンバー＞ 市民福祉部及び関係課、社協、

関係課

各相談支援機関、学識経験者  
納税課、税外債権室、  
都市計画課、水道課、学校教育課

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



- ① 相談支援包括化推進員の役割整理
- ② 他関係機関との連携調整
- ③ 個別課題から見てきた課題整理
- ④ 個別会議の実績、検証
- ⑤ 情報共有のあり方(研究会:ICTを活用した相談支援機関の情報連携)
- ⑥ 福祉関連専門職の質の向上についてなどの協議(企画・検討)



# (参考) 第3次福祉保健総合計画

- 福祉保健総合計画は、高齢・介護、障がい、成年後見、自殺対策、健康に関する個別計画を横断・包括する計画。
- 地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載し、上位計画として位置付け。
- 社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画の方向性も一体的にまとめた社会福祉の総合的な計画。

## 総合計画(基本構想、基本計画)

まち・ひと・しごと創生総合戦略

整合・統合

### 第3次福祉保健総合計画

整合・統合

市のその他の計画

連携

介護保険  
事業計画

【介護保険法】

障がい者福祉  
計画・障がい  
児福祉計画

【障害者総合支援  
法・児童福祉法】

食育  
推進  
計画

【食育基本  
法】

自殺  
対策  
計画

【自殺対策  
基本法】

成年後見利用  
促進計画

【成年後見利用促進法】

子ども  
子育て支援事  
業計画

【子ども・子育て支援法】

高齢者福祉計画  
【老人福祉法、  
介護保険法】

障がい者計画  
【障害者基本法】

健康21計画(健康増進計画) 【健康増進法】

地域福祉計画 【社会福祉法、生活困窮者自立支援法】

連携・連動

地域福祉活動計画【社会福祉協議会計画「第3次かたいけのプラン」】



# 魅力あふれる特産品



坂井市産  
コシヒカリ



坂井市・冬の味覚の代表  
越前がに

ほか、越前そば、メロン、  
油揚げ、焼き鯖寿司、越前織  
などなど・・・



坂井市産  
若狭牛



三國港直送  
甘えび



坂井市直営店  
坂井市アンテナ  
ショップ  
〒142-0051  
東京都品川区平塚1-6-22  
TEL 03-6426-8852

ぜひ一度、坂井市やアンテナショップにお越しください。